

ヲ分シタリ

十九日兩者合見折衝シタルが事業主側ハ飽ク迄要求
ヲ拒絶シタル爲メ勞働者側ハ已ムナク辭去シタルが
本部ニ集合對策ヲ講ジツ、アリ不徳ノ状ナキモ引續
キ注意中

石反津(通)限候也

數願書

一 債限に關する件

現在日給ハ三割位上する事

年三四ニ割位上すること

年三四割位上する事

終業には晝間の倍額を支払ふ事

二 物品の觀念により休業せむる場合は日給全額支払ふ事

三 終業中負傷に付する件

一 終業中負傷に付する件

一 晝間代に關する件

正午三十分の休みを一時五分にする事

一 衛生設備に關する件

浴場設置すること

手袋を給付すること(但し又前一考)

一 就業中負傷に付する件

二 労務に依りし給付すること

昭和四年三月十日 職工二月代表

角田 方六

終藤 隆平

卯 彌

李 西 夫 煥